

公益社団法人日本監査役協会 会員規則

(目的)

第1条 本規則は、公益社団法人日本監査役協会(以下「本会」という。)の会員の入会、登録変更及び退会に関する必要な事項を定める。

(会員)

第2条 本会は、法人会員及び個人会員(以下これらを「会員」と総称する。)をもって構成する。

② 法人会員は、次の各号の一に該当する法人であって、本会の目的に賛同して、理事会において別に定める所定の入会手続を経たものをいう。

1. 監査役を選任している会社
2. 委員会設置会社
3. 監事を選任している法人

③ 個人会員は、法人会員以外の法人において、次の各号の一に該当する者であって、本会の目的に賛同して、理事会において別に定める所定の入会手続を経たものをいう。

1. 監査役
2. 監査委員
3. 委員会設置会社において監査委員以外で監査に携わる役員
4. 監事

(登録監査役等)

第3条 法人会員は、本会の事業に参画する監査役、監査委員、委員会設置会社において監査委員以外で監査に携わる役員又は監事を本会に登録しなければならない。

② 法人会員は、前項によって登録した監査役等(以下「登録監査役等」という。)に変更があったときは、速やかに本会に届け出なければならない。

③ 法人会員は、登録監査役等が複数あるときは、そのうちの1名を本会における議決権を行使する者(法人議決権行使者)と定め、これを本会に届け出るものとする。

(入会手続)

第4条 第2条に定める会員となる資格を有するものは、別に定める様式により入会申込をし、会長の承認を得て、所定の入会金を納入することにより法人会員又は個人会員となる。

- ② 会員は、入会後に前項に掲げる入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、その旨をすみやかに本会に届け出なければならない。本届出には、法人会員の登録監査役等の交替、増員・減員、その他の事項等が含まれる。

(任意退会)

第5条 会員は、定款第8条により、別に定める様式により退会等の届をすることにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第6条 会員が定款第9条各号に掲げる事由に該当するときは、会員総会の決議により当該会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第7条 会員が定款第10条第1項各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(改廃)

第8条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規則は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

(平成22年7月8日理事会決議)